

ホームヘルプサービスみその ご利用のご案内

介護が必要になっても住み慣れた家で暮らしたい。

365日24時間いつでも、そんな願いをお手伝いいたします。

ご自宅にお伺いして、お年寄りの介護や生活の自立支援をいたします。

ご利用いただける方

介護保険サービス

介護保険の被保険者で、要介護認定で要介護1以上と判定された方がご利用いただけます。

第1号訪問事業（東広島市）

要介護認定で「要支援1」「要支援2」、東広島市の行うチェックリストで事業対象者に該当する方がご利用いただけます。

主なサービス

ホームヘルプサービスみそのでは、ご利用者の方お一人おひとりにあつた生活支援サービスを提供いたします

☆身体介護サービス

入浴・食事・排泄・移動など日常生活に必要な介護を行うほか、ご利用の方と一緒にすることや見守りにより、ご自身で安全に出来るよう支援します。



☆生活援助サービス

ご本人に関する掃除・洗濯・調理などの家事で、ご本人やご家族が行うことが困難な場合に援助します。

☆保険外サービス

ご本人以外の方の食事の準備や居室以外の清掃・庭掃除・犬の散歩等介護保険では対応できない内容については、保険外サービスで対応いたします。

ご依頼の内容によっては、お引き受けできないものもありますので、事前にご相談下さい。

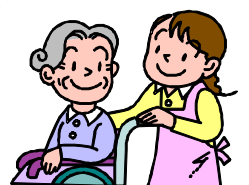
通常のサービス提供地域

東広島市高屋町・西条町・八本松町・志和町・河内町・福富町にお住まいの方
(その他の地域の方もご相談ください)

サービス内容と利用料の例

- ① 食材などの買い物後、昼食を調理（生活援助45分以上） 245円
- ② 入浴を介助（身体介護30分～60分の場合） 433円
- ※ 夜間・早朝の場合は料金が異なります。
- ※ 上記の例はほんの一例です。

詳しくは、担当のケアマネージャーにお尋ねください。



ご利用にかかる料金

ご利用にかかる料金は、別紙の料金表をご覧ください。
サービスの内容・時間数・時間帯などによってご負担いただくご利用料がことなります。

お支払いにつきましては、1ヶ月分のご利用料金を翌月請求させていただきます。
口座振替もしくは、現金でお支払いください。

- ※ 低所得で特に生計が困難である方については、当法人の負担により利用者負担金を減免できる制度があります。
公的制度のため、対象となるための条件等が定められておりますので、ご希望の際はお問い合わせください。

ご利用上のお願い

- ☆介護する上で気をつける点等ありましたら、事前にお知らせください。
- ☆介護保険による生活援助サービス・第1号訪問事業は、あくまでご本人のための家事などに限られます。
- ☆保険対象とならない内容もありますのでご了承ください。
- ☆安定したサービス供給のための複数のヘルパーが交代でお伺いするチーム運営方式をとっていますので、ご了承ください。

ご利用の申し込み

- ◇介護保険サービスは、担当のケアマネージャーにお申し込みください。
- ◇第1号訪問事業は、地域包括支援センターにお申し込みください。

サービスに対するお問い合わせ

ホームヘルプサービスみその
電話 (082) 434-0455
FAX (082) 434-0465
メールアドレス main@misonoryo.com



※ホームページ (<http://www.misonoryo.com>) から、更に詳しい情報もご覧いただけます。